

8月から
厚労省

狙い。8月から開始する。

現在は求職活動の状況

にかかわらず保護費の受

給額は変わらない。仕事
を見つけようと努力する
人に対し、必要経費の一

部を「奨励金」の形で支
給することとし、自立への
意欲を高める必要がある
と判断した。生活保護の
「入り口」を集中的に支
援し、「出口」までの期
間を極力短くしようとい
う試みだ。地方自治体の
担当者向けの説明会で示
した。

就労活動促進費を受け
取るには、月に6回以上、
ハローワークに通つなど
求職に向けて活動するこ
とが条件。支給は原則6
ヶ月間だが、努力しても
就職できない場合は最長
1年まで延長可能とする。
自治体は受給者と頻
繁に面接を重ねながら求
職活動を支援する。

厚生労働省は20日、生
活保護の受給者が求職活
動に積極的に取り組んだ
場合、月5千円を支給す
る「就労活動促進費」を新
設する方針を明らかにし
た。生活保護を受け始めた
ばかりの人や主な支給対
象で、早期の自立を促す
ある。